

【特定建築設備の報告の時期】

定期報告	報告時期	
	既に定期報告対象のもの	法改正に伴い 新たに定期報告の対象となるもの
昇降機(エレベーター、エスカレーター)	平成28年度以後毎年	
小荷物専用昇降機	平成28年度から平成30年度の間に初回を報告 ※初回の報告以降は毎年	
防火設備		
建築設備	平成28年度 ※以降は毎年	平成30年度 ※以降は毎年